

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言いません。  
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 3月 2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

| No. | 号機等 | 不適合件名  | グレード | 備考                   |
|-----|-----|--|------|----------------------|
| 1   | 1号機 | タービングランドシール系蒸化器の発生蒸気圧力検出器点検時、元弁の操作ハンドルに欠損が認められたため、当該ハンドルを修理        | D    |                      |
| 2   | 1号機 | 高圧注水系タービン潤滑油クーラ冷却水出口ベント弁の浸透探傷検査時、弁座シート面に指示（ひび）模様が認められたため、当該シート面を補修 | D    |                      |
| 3   | 1号機 | 主高圧タービン10段抽気蒸気の高圧給水加熱器（1A）入口逆止弁点検時、アームロッドに腐食が認められたため、当該アームロッドを修理   | D    |                      |
| 4   | 1号機 | 主復水器（A）系冷却管の渦流探傷検査時、計8本の残肉率等に許容値外れが認められたため、当該冷却管に閉止栓を施工            | D    |                      |
| 5   | 1号機 | 主タービン保安装置加速度リレーレバーリンク部の点検時、間隙値に許容値外れが認められたため、当該部を修理                | D    |                      |
| 6   | 1号機 | 主低圧タービン内部車室水平面締付ボルトの点検時、締付ボルトに固着（計3本）が認められたため、当該ボルトを交換             | D    |                      |
| 7   | 1号機 | 給水加熱器ドレンポンプ（B）バレルの点検時、ピット内に水の溜まりが認められたため、対応検討                      | B    | 3月5日公表済<br>(PDF62KB) |
| 8   | 1号機 | 復水ポンプ（B）中間水中軸受の点検時、摩耗等が認められたため、当該軸受を交換                             | D    |                      |
| 9   | 2号機 | 主タービンリフトポンプ（No.8）吐出圧力計において、圧力指示計内に油溜まりが認められたため、当該圧力計を点検・修理         | D    |                      |
| 10  | 3号機 | 重油移送ポンプ（No.4）の点検時、カップリング内径及びシャフト外径の間隙値に許容値外れが認められたため、当該カップリングを交換   | D    |                      |
| 11  | 4号機 | パワーセンタ（4D）動力変圧器の点検時、冷却用ファンモータ（B-2）より異音が認められたため、当該モータを修理            | D    |                      |
| 12  | 4号機 | 低圧復水ポンプ（A）出口圧力スイッチの点検時、計器用電源スイッチに劣化（ガタツキ）が認められたため、当該スイッチを修理        | D    |                      |

| No. | 号機等    | 不適合件名   | グレード |  |
|-----|--------|---|------|--|
| 13  | 4号機    | 給水加熱器（4A）等空気式変換器の点検時、計器用元弁（ミニチュア弁）グランド部よりリーク（微量：計14台）が認められたため、当該部を修理  | D    |  |
| 14  | 4号機    | 復水脱塩装置エリア設置のアイシャワー室内の弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理                    | D    |  |
| 15  | 4号機    | メタクラ（4E-3B）しゃ断器前扉において、ロック部の破損が認められたため、当該ロックを点検・修理                     | D    |  |
| 16  | 4号機    | No. 4 軽油タンク背カゴチェーン掛け用フック取付作業において、作業許可なしでの作業実施が認められたため、対応検討            | C    |  |
| 17  | 4号機    | タービン駆動原子炉給水ポンプ用潤滑油タンクガス抽出機（B1）の点検時、電動機外扇ファンにひび割れが認められたため、当該ファン部品を交換修理 | D    |  |
| 18  | 5号機    | 復水系金属採取ラック内、サンプリング（復水脱塩塔5～8出口）流量計点検時、出力不良が認められたため、当該流量計を点検・修理         | D    |  |
| 19  | 5号機    | 環境測定用熱蛍光線量測定バッジ素子の点検時、素子（7個）に校正基準値外れが認められたため、当該素子を交換・再評価              | D    |  |
| 20  | 6号機    | 原子炉冷却材浄化系逆洗受タンクベントフィルタ差圧指示計の点検時、指示値の精度外れが認められたため、当該指示計を交換             | D    |  |
| 21  | 6号機    | 所内ボイラ換気空調系冷却装置（A）において、油圧低による圧縮機のトリップ事象が認められたため、当該装置を点検・修理             | D    |  |
| 22  | 集中環境施設 | 所内供給加熱蒸気系配管ドレントラップにおいて、ボンネットガスケット部に蒸気リーク（1台）が認められたため、当該トラップを点検・修理     | C    |  |
| 23  | その他    | 文書・記録の確認時、巡視記録「固体廃棄物・貯蔵設備内外点検表」について、旧様式での記録作成が認められたため、対応検討            | C    |  |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要                               | 主な具体例  |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ  | 法律に基づく報告事象等の重要な事象                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>                            |
| 区分Ⅱ  | 運転保守管理上、重要な事象                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>                      |
| 区分Ⅲ  | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul> |
| その他  | 上記以外の不適合事象                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>  |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで